

白岡町自治基本条例で、町民のみなさんが「まちづくり」を行うために

広報しらおか8月号では、白岡町自治基本条例における町民・議会・行政のそれぞれの役割や今回は、この条例でいう「まちづくり」や、町民のみなさんに「できること」、「やってもらいたいこと」



この条例でいう「まちづくり」ってどういうの？私たち町民は、どのような活動から始めたいの？



「まちづくり」には、建物や道路、公園などをつくる「まちづくり」と、文化や伝統など、人と人とをつなげる「まちづくり」があります。この条例で言う「まちづくり」とは、町民のみなさんが安全安心で暮らしやすい地域社会（白岡町）の実現を目指す、つなげる「まちづくり」をいいます。そして、その「まちづくり」を町民のみなさんがはじめる第1歩として、次のような活動があります。

資源回収やゴミゼロ運動
に参加する



通学路で地域の子供
たちを見守る



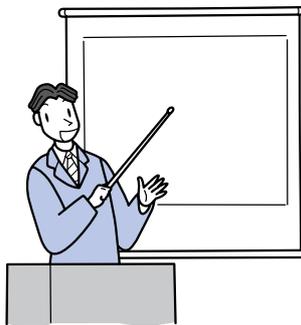
行政区（自治会）活動
に参加する



地域のボランティア
活動に参加する



町主催などの講座に
参加する



議会や行政の情報を調べ、
各種の審議会に参画する



この中の1つ、“通学路で地域の子供たちを見守る”「まちづくり」は、《自分たちの地域は自分たちで守る》をスローガンに、見守りは警察の役目だと思われていたことを、もしもの時に備え、地域のみなさんが**自分たちで話し合い、主体的に**取り組んでいるものです。

そして、今後もこうした「まちづくり」を継続的に行なうためには、地域のみなさんはどうすればよいのでしょうか。行政はどのように支援すればよいのでしょうか。このどうすれば、どのように、をみんなでいっしょに話し合い、「できること」、「やってもらいたいこと」を考え、より暮らしやすい地域社会を築くことが、この条例でいう「まちづくり」なのです。

「できること」、「やってもらいたいこと」!!

白岡町自治基本条例は、
10月1日に施行されます。

権利、責務など、その概要をお話ししました。
「たいこと」をQ&Aでお話しします。

白岡町自治基本条例は、町ホームページや秘書広聴課窓口で掲載・配布しています。
問合せ 秘書広聴課 地域自治推進室 内線345、346 FAX92-9096



この条例で、私たち町民が「できること」、「やってもらいたいこと」を具体的に教えて?



これからの白岡町における「まちづくり」は、町民・議会・行政のみなさんがともに力を合わせて、共通の目的に向かって活動する“協働”が必要です。この条例では、みなさんが“協働”するための共通のルール(原則)を定めています。このルールこそが、みなさんが「できること」、「やってもらいたいこと」になります。具体的にはこんなことです…。

みなさんで情報を共有しよう

例えば…町の情報などを知る



みなさんで地域活動をしよう

例えば…行政区(自治会)自主防災訓練に参加する



みなさんで参画しよう

例えば…まちづくり事業などの計画に加わり、参加する



……など

そこで町では、みんなで参画できるしくみづくりを考える

白岡町自治基本条例町民推進会議委員を募集します

ぜひ、ご応募ください

この会議は、町民のみなさんの視点・立場から、白岡町自治基本条例の推進役として、「まちづくり」に参画するしくみづくり(「町民の参画」や「住民投票」など)の検討結果を町に提言していただくものです。

応募資格 18歳以上の町内在住、在勤のかた(高校生は除く)

募集人員 6名程度

任期 委員として委嘱の日から、2年間(平成23年10月中旬～を予定)。

応募方法 1(次の書類を提出してください)任意の用紙に次の事項を記入したもの

(1)氏名(ふりがな)、(2)住所、(3)性別、(4)生年月日、(5)電話番号、(6)職業(職種、学生等)

2 レポート(テーマに対するあなたの考えや応募の動機)

(1)テーマ【あなたの「まちづくり」に対する想い】(2)様式及び文字数 任意の様式に400字程度

応募期限 9月26日(月)

提出方法 次のいずれかの方法により提出してください。①応募先に直接持参、②郵送(期限までに必着)、③FAX、④電子メール ※提出していただいた書類は、選考後も返却いたしませんのでご了承ください。

選考方法 提出していただいたレポートを基に決定させていただきます。

結果通知 文書でお知らせします。

その他 会議は月1回程度のペースで、原則、平日の夜間(午後7時～9時)等に役場会議室で開催予定。

応募先・問合せ 秘書広聴課地域自治推進室 〒349-0292 白岡町大字千駄野432

電話(92)1111 内線345・346 FAX92-9096

E-mail hisyokou@town.shiraoka.lg.jp

来月号は白岡町自治基本条例で、議会や行政が町民のみなさんと「まちづくり」を行うために、できること、やることなどを具体的にお話しします。担当 秘書広聴課 地域自治推進室 内線345・346